

演題番号：3

演題名：と畜場に病畜として搬入された獣畜の過去4年間の残留抗生物質検査状況

発表者名：○熊谷佳子 安座間夏紀 仲村清崇 照屋理香 加藤峰史 小田葉子 中込秀子

発表者所属：中央食肉衛生検査所

1. はじめに

当検査所では、平成19年度からこれまで実施していた牛に加え、管内と畜場に病畜として搬入された豚を対象に、残留抗生物質検査を開始した。また平成20年度からは薬剤の残留が疑われた獣畜の生産者に対して動物薬事監視立ち入り調査指導を家畜保健衛生所（以下、家保とする）に依頼している。そこで今回、今後の残留抗生物質検査に役立てると共に畜産関連機関への情報提供に資するため、過去4年間に実施した病畜の残留抗生物質検査状況および家保による立ち入り調査指導により得られた回答についてまとめたので報告する。

2. 材料、試験方法及び調査依頼

材料には平成19年4月1日から平成22年12月末までに管内と畜場に病畜として搬入された牛の筋肉、腎臓及び肝臓、豚の筋肉及び腎臓を用いた。試験方法として昭和58年3月24日付け環乳第9号中「食肉の抗菌性物質簡易検査法（改訂版）第1集の5」の変法を実施し、陽性となった場合には平成6年7月1日付け衛乳第107号中「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法」および同通知中「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法」（以下、分別推定法）を実施した。立ち入り調査指導は、13件依頼した。

3. 結果

分別推定法により筋肉、腎臓、肝臓のいずれか一つ以上で陽性と判定されたのは、牛では平成19年度2頭(126頭検査)、平成20年度0頭(152頭検査)、平成21年度1頭(172頭検査)、平成22年12月末まで0頭(126頭検査)、豚では平成19年度14頭(324頭検査)、平成20年度7頭(274頭検査)、平成21年度6頭(233頭検査)、平成22年12月末まで4頭(146頭検査)であった。立ち入り調査指導を依頼した13件中、分別推定法から推定された薬剤の系統と立ち入り調査指導から明らかになった薬剤の系統が一致したのは11件であった。使用頻度の高い薬剤はベンジルペニシリン10件、カナマイシン4件などであった。残留の原因としては、生産者による自己判断での投薬、投薬獣畜の管理不足、動物用医薬品に関する知識不足などであった。

4. 考察

牛では豚に比べ、陽性となった頭数が少なく生産者の薬剤使用に対する意識の高さがうかがえる。豚では一部の生産者において獣医師の指示・指導無しでの薬剤投与が日常的に行われており、薬剤の誤った使用や使用状況記録簿未設置等が明らかとなった。今後は実際に生産者と接する機会の多い共済獣医師、家保と協力し薬剤の濫用防止、使用状況の把握に努めるとともに、特に使用頻度の高い薬剤については定性・定量が可能な検査体制を整える必要がある。加えて、と畜場法ではと畜検査申請書に記載すべき事項として『動物用医薬品その他これに類するものの使用状況』としており、我々とはと畜検査申請者に対しこれを徹底させるよう適正な指導を実施しつつ、食品関連業者と連携して食肉への薬剤残留防止に努めていきたい。